国土交通省告示第九百三十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。 平成二十年八月一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 第1 起業者の名称 首都高速道路株式会社
- 第2 事業の種類 横浜環状北線新設(都市計画事業)に伴う附帯事業
- 第3 起業地
  - 1 収用の部分 神奈川県横浜市鶴見区生麦一丁目地内
  - 2 使用の部分 なし

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県横浜市都筑区川向町地内に設置する港北ジャンクション(仮称)から同市鶴見区生麦二丁目地内に設置されている生麦ジャンクションまでの延長8.2kmの区間(以下「本件区間」という。)における「横浜環状北線新設事業」(以下「本体事業」という。)に伴う附帯事業(以下「本件事業」という。)である。

本体事業は、横浜市道である自動車専用道路を新設する都市計画事業であり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第69条の規定により法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされており、また、本体事業は道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号の市町村道に関する事業であることから、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当している。

本件事業は、本体事業の構造物を維持管理するための通路を設置するものであり、 法第3条各号に該当する本体事業のために欠くことができない施設であることから、 法第3条第35号に掲げる施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である首都高速道路株式会社は、都市計画事業の施行については、神奈川県 知事より平成20年6月24日付けで都市計画法第59条第4項に基づく事業の認可を受け ており、また、道路法第48条の2第1項の規定に基づく自動車専用道路の新設等につ いては、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項の規定により、独 立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定(以下「協定」という。)に基づき国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、首都高速道路株式会社は、本体事業を遂行する充分な意思と能力を有していると認められ、併せて本体事業を施行するために欠くことができない本件事業についても、これを遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

### 得られる公共の利益

横浜環状北線(以下「本路線」という。)は、神奈川県横浜市都筑区川向町地内を起点とし、同市鶴見区生麦二丁目地内を終点とする延長約8.2kmの路線である。本路線は、起点に存する港北ジャンクション(仮称)において、一般国道466号(一般有料道路「第三京浜道路」。以下「第三京浜」という。)と、また、終点に存する生麦ジャンクションにおいて、神奈川県道高速横浜羽田空港線(通称「高速神奈川1号横羽線」。以下「高速横羽線」という。)及び横浜市道高速湾岸線(通称「高速神奈川5号大黒線」。以下「高速大黒線」という。)と接続することにより、横浜市内の環状方向の自動車専用道路を拡充し、交通利便性を高め、もって市内幹線道路の交通混雑緩和と生活道路への通過交通の流入を減少させるとともに、横浜都心部及び京浜臨海部の各拠点と北部内陸部との連絡を強化し、これらの地域の発展及び活性化を図ることを目的とするものである。

現在、横浜市内には市中心部から放射状に延びる自動車専用道路があるが、これらを相互に連絡する自動車専用道路は、横浜市道高速 1 号線(通称「高速神奈川 2 号三ツ沢線」。以下「高速三ツ沢線」という。)及び同 2 号線(通称「高速神奈川 3 号狩場線」。以下「高速狩場線」という。)しかなく、その交通容量が不足している。また、平日夕方を中心に混雑が生じていることから、本来これを利用すべき通過交通が域内幹線道路に流入する状況にあるが、横浜市内では、幹線道路の整備が遅れており、その整備率は東京都区部を始めとする国内大都市の中でも低い水準に留まっていることから、市内の幹線道路においては、交通混雑が日常化しており、幹線道路の交通混雑を回避する通過交通が、生活道路の機能、安全性等が著しく損なわれている状況にある。

平成17年度の道路交通センサスによると、横浜市内の自動車専用道路及び幹線道路の交通量は、高速狩場線が横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町地内で71,600台/日、混雑度は1.12、神奈川県道横浜上麻生線が横浜市港北区篠原町地内で31,431台/日、混雑度は1.54、同川崎町田線が横浜市港北区太尾町地内で22,432台/日、混雑度は1.60となっている。

本体事業の完成により、市内環状方向の自動車専用道路が拡充され、通過交通を本路線に迂回させることにより、幹線道路の交通混雑緩和が図られることとなる。

さらに、横浜都心部及び京浜臨海部の各拠点と新横浜副都心部、港北ニュータウン 及び産業集積の進む北部内陸地域の各拠点との連絡が強化され、交通利便性が向上 することで、これらの地域の発展及び活性化に寄与するものと認められる。

なお、本体事業が生活環境等に与える影響については、都市計画決定に際して、 都市計画決定権者である神奈川県知事が環境影響評価法(平成9年法律第81号)等 に基づき、平成12年6月に環境影響評価を実施したところ、いずれの項目について も環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本体事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するもの と認められる。

## 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法等に基づく文化財及び周知の 埋蔵文化財包蔵地が7箇所存在するが、起業者は、関係機関と協議の上、記録保存 等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### 事業計画の合理性

本体事業は、横浜市内の幹線道路の混雑緩和及び市内環状方向の自動車専用道路 ネットワークの構築等を主な目的とし、道路構造令(昭和45年政令第320号)によ る第2種第1級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を新設する都市計画事業で あり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認めら れる。

また、本体事業の事業計画は、平成12年7月14日に都市計画決定され、平成19年11月20日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

したがって、本体事業の事業計画については、合理的であると認められる。

本件事業は、本体事業の施行及び本路線供用後の維持管理を主な目的とし、工事 用車両及び作業員が進入するための通路を設置する事業である。

また、本件事業の施行箇所については、維持管理の対象となる橋脚等の北・東・ 西側は電車路に挟まれており、申請案が唯一の進入路として想定しうるものである から、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画についても、合理的であると認められる。

以上のことから、本体事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較

衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、また、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、本件事業は、本体事業の施行に欠くことのできない施設を設置する事業であり、本体事業の公益性を発揮するために欠くことができないものであることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### 事業を早期に施行する必要性

3 で述べたように、横浜市内においては、環状方向の自動車専用道路ネットワークを拡充し、交通利便性を高め、京浜臨海部及び新横浜副都心部と北部内陸地域との連携強化並びに市内幹線道路の混雑緩和をできるだけ早期に図る必要があると認められる。

したがって、本体事業を早期に施行する必要性は高いものと認められ、本体事業の施行に欠くことのできない本件事業についても、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

# 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、 法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県横浜市鶴見区役所